

配偶者や恋人からの暴力で 悩んでいませんか？



我慢なくていいのです
あなたはひとりではありません
勇気を出して一歩踏みだしてみませんか？

※パープルリボンは、
女性への暴力の根絶を訴える
シンボルマークです。

STOP THE 暴力



長野市地域・市民生活部 人権・男女共同参画課
男女共同参画センター

暴力は何があっても正当化されない行為であり、 誰にでも暴力を拒む権利があります

『自分はひとりの人間として大切な存在だ』
ということに気付いてください

**配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、
女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。**

「ドメスティック・バイオレンス」とは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、被害者を女性に限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。

暴力の背景には「パートナーとして尊重する意識の欠如」があります。



DVとは、ふたりの間に力の差があり、暴力という手段で、相手をコントロールしている状態です。

被害者だけの解決は困難になりますので、警察、配偶者暴力相談支援センター、DVホットライン、福祉事務所、病院など、暴力被害に関する専門家や相談窓口へ、勇気を持ってご相談下さい。

配偶者からの暴力の実態[暴力の形態]

「暴力」には様々な形態があります。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもあります。多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。またある行為が複数の形態に該当する場合があります。

身体的暴力	殴る 蹴る 物を投げつける 引きずりまわす 刃物を突きつける など
精神的暴力	大声で怒鳴る 罵る 脅す 監視する 無視をする など
性的暴力	性行為を強要する 避妊に協力しない 嫌がっているのにポルノビデオを見せる など
経済的暴力	生活費を渡さない 働きに行かせない 家計を細かくチェックする など
社会的暴力	自由に外出させない 交友関係を制限する 携帯電話・メールをチェックする など

ステージ1 〈緊張〉

小さい暴力、責める、口論

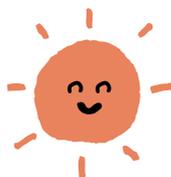


ステージ2 〈爆発〉

激しい暴力、殴る、蹴る、脅す



DVには
サイクルが
あります



ステージ3 〈ハネムーン〉

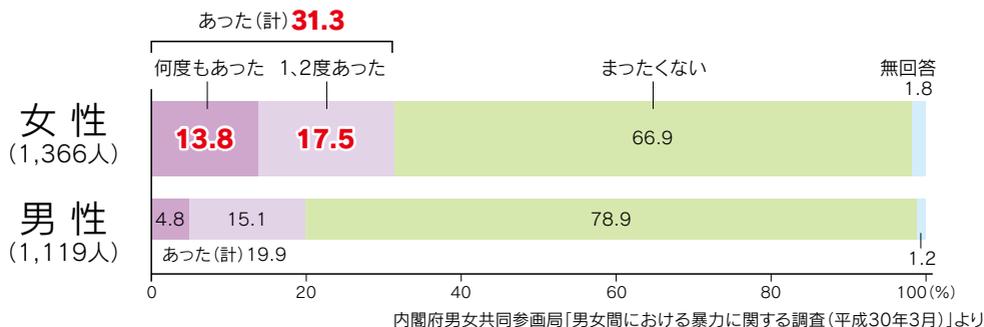
謝る、優しくなる、プレゼントする

※月日の経過とともにサイクルの速度を増し、暴力は繰り返され、次第にエスカレートする傾向があるため、被害者は早急に被害に気付き、対応することが望まれます。

「暴力のサイクル論(レノア・E・ウォーカー)」より

配偶者からの被害経験の有無(男女別)

「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



女性の約7人に1人は何度も被害を受けたことがあり、約3人に1人は被害を受けた経験があると答えている。

暴力が与える影響

●被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥る、うつ病になるなど、精神的な影響を受けることもあります。

●子どもに与える影響

子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、児童虐待にあたります。

暴力を目撃したことによって、子どもにも被害者と同様に、様々な心身の症状が表われることがあります。また、暴力を目撃することは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することにもなります。

平成16年に児童虐待の防止等に関する法律の改正によって、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待にあたることが明確化されました。

あなたは大丈夫？ チェックしてみましょう ～こんなことが身のまわりにありませんか？～

- *あなたがどこで何をしているかをひどく気にする
- *実家に帰ったり、友人と外出したりすることを嫌がる
- *生活費を少ししか渡さない
- *お金の使いみちを細かくチェックする
- *望まない性行為を無理強いする
- *避妊に協力しない
- *いつもパートナーの機嫌を損ねないように気を使う
- *罵ったり、暴言を吐いたりする
- *怒ると物に当たったり、壊したりする
- *何をするにもパートナーの許可がいる
- *子どもの前でも、暴力や暴言がある
- *「お前が悪いからだ」としつけを理由に殴る

**相手を尊重していますか？
ふたりの関係性をよく考えてみましょう。**



なぜ被害者は「逃げない」「逃げられない」のか？

恐怖感

被害者は、強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

- ・報復されたら怖い…
- ・逃げたら殺されるかもしれない…

無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより、無気力状態に陥ることもあります。

- ・自分は夫から離れることができない…
- ・助けてくれる人は誰もいない…

暴力の サイクルによる 複雑な心理

被害者であることを自覚することが困難になることもあります。

- ・暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ…
- ・いつか変わってくれるのではないか…
- ・暴力を受け入れてしまった私が悪いんだ…
- ・必要とされているんだから、私が我慢すればいいんだ…

経済的問題

配偶者等の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることはできないこともあります。

- ・相手の収入がないと苦しい…
- ・これからの生活が不安…

子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもへの影響が気になり、逃げることに踏み切れないこともあります。

- ・子どもの安全が心配…
- ・就学や将来に影響したらどうしよう…

失うもの

配偶者等から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

●加害者のタイプ

暴力を振るう加害者については、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないといわれます。

人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で妻に対して暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。

典型的なDV加害者の特徴は、家庭という密室の中でのみ暴力を振るう点です。暴力を振るう衝動を抑えきれない訳ではなく、相手を選んで、暴力によって相手を支配したいという欲求が親密な関係にある者に向かいます。

また、アルコール依存や薬物依存、精神障害等が関連して暴力を振るっていると考えられる人もいます。

加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、その背景には社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われてしています。

配偶者から暴力を受けたら

相談をしたい

●長野市男女共同参画センター(7頁の「相談窓口」をご覧ください。)

心理的援助を行い一緒に問題解決の糸口を探します。また、これからの生活を始めるにあたっての相談や情報提供を行っています。

- ・女性のための相談(電話・面接)
- ・女性のための法律相談

●長野市福祉事務所(7頁の「相談窓口」をご覧ください。)

女性に関わる生活上のさまざまな相談、配偶者等からの暴力などの相談、その他、必要に応じて専門機関への紹介などを行っています。

- ・児童、家庭の福祉
- ・母子福祉
- ・高齢者福祉
- ・身体障害者の福祉 など

けがをしている

●医療機関

医療機関では、配偶者からの暴力によって負傷または疾病にかかったと認められる人を発見したときは、相談者の意思を尊重したうえで、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができます。

- ・被害者の発見
- ・治療
- ・診断書の作成
- ・相談窓口の情報提供

今の生活から逃れたい

●配偶者暴力相談支援センター(7頁の「相談窓口」をご覧ください。)

緊急保護や、自立するための援助が必要な女性への、相談や情報提供を行っています。

- ・相談や相談機関の紹介
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活するための情報提供
- ・保護命令制度の利用についての情報提供
- ・その他の支援



安全・安心な生活がしたい

●警察署(7頁の「相談窓口」をご覧ください。)

被害者の意思を尊重したうえで、配偶者の検挙・警告・自衛対応策の情報提供など、適切な措置をとります。

●地方裁判所

身体に対する暴力や、生命に対する脅迫などがあり、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合、加害者に対して保護命令等を出すことができます。

- ・保護命令の申立て
- ・仮処分命令の申立て
- ・損害賠償請求など
- ・離婚手続きなど

配偶者暴力防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とは

配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

●定義「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としているほか、身体に対する暴力のみを対象としている規定もあります。
- 生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。)からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。



保護命令 配偶者等が近寄ってこないようにしたい

被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。(期間は6か月です。)

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為を禁止する命令です。(期間は6か月です。)

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

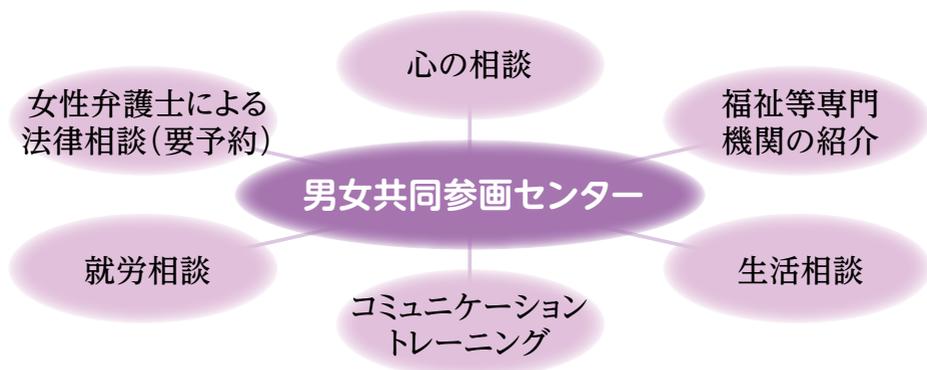
被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。(期間は6か月です。)

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。(期間は2か月です。)

命令に違反すれば、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

女性のための相談ができます



相談窓口

- **長野市男女共同参画センター「女性のための相談」**
電話相談・面接相談(「面接相談」は、事前に予約が必要です。)…………… ☎026-237-8778
月曜日～金曜日(祝日・12月29日から1月3日を除く)／毎月第2土曜日(土曜日は電話相談のみ)
午前9時～午後4時
女性弁護士による法律相談(予約受付電話)…………… ☎026-237-8303
毎月第2水曜日(先着4人)※要予約:前日(祝日の場合は前々日)の午前8時30分から受付
午前10時～正午
- **長野市福祉事務所(DV相談窓口)**
子育て支援課(篠ノ井分室所管地域以外)…………… ☎026-224-5031
福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井・松代・川中島・更北・信更・大岡地域)…………… ☎026-292-2596
平日 午前8時30分～午後5時15分
○女性に関わる生活上のさまざまな相談、配偶者等からの暴力などの相談、必要に応じて専門機関への紹介など
- **配偶者暴力相談支援センター**
長野県女性相談センター…………… ☎026-235-5710
長野県男女共同参画センター“あいとびあ”…………… ☎0266-22-8822
- **長野県性暴力被害者支援センター“りんどうハートながの”**(毎日24時間) …… ☎026-235-7123
○性暴力被害の支援
- **児童虐待・DV24時間ホットライン**(毎日24時間)…………… ☎026-219-2413
○児童虐待に関する通告およびDVに関する通報
- **警察安全相談窓口**(毎日24時間)…………… ☎026-233-9110
(#9110)

※緊急時はお近くの警察か交番へ通報してください



発行:長野市地域・市民生活部 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター

〒380-0814 長野市大字鶴賀西鶴賀町 1481-1 勤労者女性会館しなのき2階

TEL:026-237-8303 FAX:026-237-8304 E-mail: danjo-c@city.nagano.lg.jp